

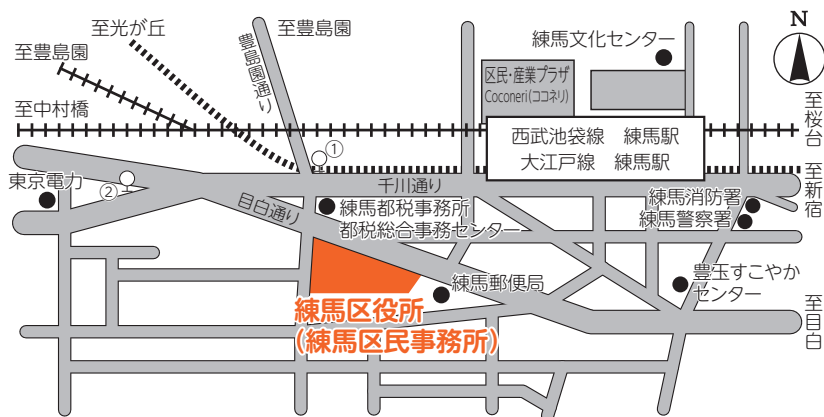


窓口案内

練馬区役所のご案内

練馬区役所 〒176-8501 豊玉北6-12-1 ☎3993-1111(代表) / ☎3993-1101(休日・夜間)

※代表電話については、お問い合わせ内容の正確な把握とご利用者のサービス向上のため、通話を録音させていただいております。
練馬区議会各会派の控室は95pをご参照ください。



▶主な交通機関

- 鉄道:**練馬駅から徒歩5分
- バス:**・成増駅南口から練馬駅北口行(西武)
「練馬区役所入口」①下車
・荻窪駅北口から練馬駅行(関東)
「練馬区役所入口」①下車
・中野駅北口から練馬駅行(京王)
「練馬区役所」②下車

窓口の受付時間

平日(月～金曜) 午前8時30分～午後5時
(祝休日、年末年始を除く)

※時間外窓口サービス→23・24p参照

駐車場(本庁舎地下1・2階)

問 総務課庁舎管理係

☎5984-1091

利用時間 平日:午前8時15分～午後10時
土・日・祝休日:午前8時45分～午後10時

駐車料金 ・申請・交付・相談などで利用のときは2時間まで無料。以降15分ごとに100円
・展望レストラン・展望ロビー・会議室の利用、営利目的などで利用のときは、最初の30分100円。以降15分ごとに100円

その他 ・障害者手帳などをお持ちの方(介助者含む)は利用料が無料になります。
・朝まで停め置くことはできません。

※身体が不自由な方などを除き、なるべく電車やバスなど公共交通機関をご利用ください。

住民記録・戸籍の窓口

住民記録の窓口

本庁舎1階(練馬区民事務所)→30p参照

戸籍の窓口

本庁舎2階(戸籍第一係)→28p参照

その他の案内

区役所会議室の利用申し込み →104p参照

出納コーナー

問 会計管理室出納係

☎5984-5796

▶窓口支払業務

区が発行した通知書をお持ちの方への支払いを行います。

受付時間 午前9時～午後3時

▶窓口収納業務

納付金の収納を行います。

受付時間 午前8時30分～9時、午後3時～5時

対象 区発行の納入通知書をお持ちの方

区民情報ひろば(北庁舎1階) →92p参照

展望ロビー・展望レストラン・喫茶コーナー

▶展望ロビー(本庁舎20階)

利用時間 午前9時～午後9時30分(第4日曜、年末年始を除く)

▶展望レストラン(本庁舎20階)

利用時間 午前11時30分～午後9時(第4日曜、年末年始を除く)※ラストオーダー午後8時

▶喫茶コーナー(西庁舎1階)

利用時間 午前10時30分～午後4時(土・日・祝休日、年末年始を除く)

庁舎案内図

■:バリアフリートイレ

☒:赤ちゃんスポット
授乳・おむつ替えができます。

♥:AED

●:有料コピー

…本庁舎15階(カラー可)
本庁舎14階(A3のみ)
本庁舎 1階(カラー可)
北庁舎 1階(カラー可)
(区民情報ひろば)

北庁舎

施設整備第二課	8階
施設管理課 施設整備第一課	7階
練馬区文化振興協会	6階
練馬区シルバー人材センター	5階
青少年課 国際・都市交流課 人権・男女共同参画課	4階
都市農業課	3階
経済課 商工観光課	2階
区民情報ひろば 有料コピー	1階

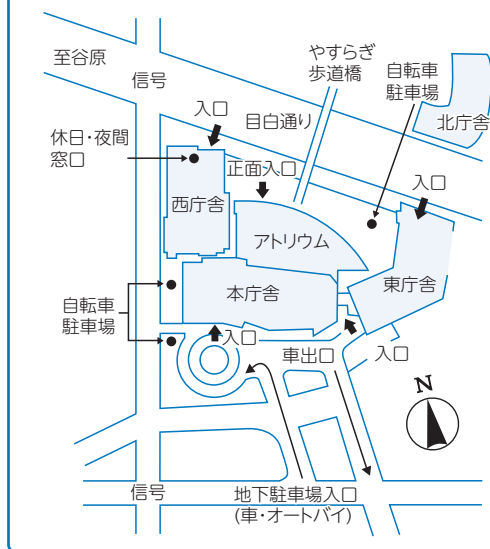
東庁舎

練馬区保健所 保健予防課 生活福祉課 チャレンジオフィス(障害者施策推進課)	7階
練馬区保健所 健康推進課 生活衛生課 医療環境整備課	6階
区民相談所 練馬区役所地域包括支援センター	5階
介護保険課	4階
練馬つつじ歯科休日急患診療所 経理用地課(契約など)	3階
休日急患診療所 夜間救急こどもクリニック 休日・夜間薬局 健康診査室 青少年育成第一地区事務局	2階
警備室 証明写真	1階

本庁舎高層棟

展望ロビー 展望レストラン 会議室(交流会場)	20階
会議室(1901~1907)	19階
環境課 みどり推進課 清掃リサイクル課	18階
監査事務局	17階
都市計画課 交通企画課 美術館再整備まちづくり担当課 東部地域まちづくり課 西部地域まちづくり課 新宿線・外環沿線まちづくり課 大江戸線延伸推進課 選挙管理委員会事務局	16階
開発調整課 建築課 建築審査課 防災まちづくり課	15階
土木部管理課 道路公園課	14階
住宅課 土木部計画課 特定道路課 交通安全課	13階
教育総務課 学務課 教育福祉課 教育指導課	12階
教育施策課 学校施設課 保健給食課 運営調整係(光が丘図書館) 子育て支援課 こども施策企画課	11階
子育て支援課 保育課 (保育園・学童クラブ・児童手当など) ひとり親家庭支援係(生活福祉課) ♥☒ こども通園事業係(在宅育児支援担当課)	10階
外国語相談窓口 地域振興課 協働推進課 保育課 保育計画調整課	9階
文化・生涯学習課 スポーツ振興課 美術館再整備担当課	8階
広聴広報課(広報担当) 危機管理課 防災推進課 区民防災課 練馬区防災センター	7階
企画課 区政改革担当課 財政課 総務課 文書法務課 職員課	6階
区長室 秘書課	5階
税務課 (住民税の申告・税証明書・原付自転車登録など) 会計管理室	4階
国保年金課(国民健康保険・国民年金)	3階
広聴広報課(区民の声窓口) 戸籍住民課(戸籍・新築建物の番号付定) 証明写真	2階
練馬区民事務所(住民票・住所変更・印鑑登録など) 庁舎案内 庁舎会議室受付(庁舎管理係) 多目的会議室入口	1階
駐車場	B1
多目的会議室	B2

配置図



西庁舎

ハープテラス 指導検査担当課 保健福祉サービス苦情調整委員事務局	10階
区議会 (本会議場傍聴席)	9階
区議会 (本会議場 第四・第五委員会室)	8階
区議会 (第一〜第三委員会室 議員控室)	7階
区議会(議員控室)	6階
区議会 (議長室 副議長室 区議会事務局) ♥	5階
区議会(全員協議会室)	4階
福祉部管理課 生活サポートセンター 高齢社会対策課 高齢者支援課	3階
練馬総合福祉事務所 就労応援ねりま	2階
障害者施策推進課 障害者サービス調整担当課 喫茶コーナー 警備室 休日・夜間窓口 中村橋福祉センター(心身障害者福祉センター)	1階
職員レストラン 売店	B1

※庁舎案内図は令和8年8月1日現在のものです。
※最新の情報は、区ホームページをご確認ください。

区民事務所のご案内

窓口受付時間

平日 午前8時30分～午後7時
土曜(練馬区民事務所のみ) 午前9時～午後5時
※日曜・祝休日、年末年始は受け付けません。

取り扱う主な業務

下表に記載の事務でも、一部については同一庁舎内の他部署で取り扱う場合や平日の午後5時以降および土曜日には取り扱っていない事務があります。あらかじめ、参照ページの記載内容をご確認いただくか、お問い合わせください。

区民事務所で取り扱う主な事務内容	平日 日中 (※1)	平日 夜間 (※2)	土曜 (※3)	参照 ページ
転入・転出・転居・世帯変更※4	○	○	○	30p
印鑑登録	○	○	○	31p
国民健康保険の加入・脱退	○	×	×	34p
国民年金の加入・変更	○	×	×	36p
区立小・中学校への転入学手続き (住民票の異動に伴うもの(海外からの 転入の方を除く))	○	○	○	47p
住民票の写し※5、住民票記載事項証明書	○	○	○	32p
印鑑登録証明書	○	○	○	32p
戸籍謄本・抄本など(除籍・改製原戸 籍などを除く)※5	○	○	×	32p
住民税の課税(非課税)・納税証明書※6	○	○	○	39p
軽自動車税の納税証明書	○	×	×	39p
住居表示変更証明書	○	○	○	82p
カードの申請受付・交付	○	×	○	33p
電子証明書の手続き	○	○	○	33p
住民税、軽自動車税	○	×	×	38p
国民健康保険料	○	×	×	34p
介護保険料	○	×	×	62p
後期高齢者医療保険料	○	×	×	36p
飼育犬の登録、登録内容の変更※7	○	○	○	74p
国・都・私立学校入学・在学届 (都立特別支援学校を除く)	○	○	○	47p

※1 平日日中…月～金曜の午前8時30分から午後5時まで

※2 平日夜間…月～金曜の午後5時から7時まで

※3 土曜…祝休日を除く土曜日の午前9時から午後5時まで
(練馬区民事務所のみ)

※4 国外からの転入届や転出情報が確認できない特例転入など、他自治体などへの問合せが必要になる手続きは、平日夜間・土曜は取り扱いできません。

※5 練馬区外に住所・本籍がある方の受付は午後4時30分まで

※6 証明対象年度の基準日(1月1日)にお住まいの区市町村が、住民税の証明書を交付します。

※7 飼育犬の登録内容の確認が必要になる手続きは、平日夜間・土曜は取り扱いできません。

※令和9年1月以降、電算システム更新に伴い、平日夜間の取り扱いができなくなる手続きがあります(「ねりま区報」・区ホームページなどでお知らせします)。

練馬区民事務所

☎3993-1111(代)

〒176-8501 豊玉北6-12-1 区役所内本庁舎1階

案内図 →20p参照

石神井区民事務所

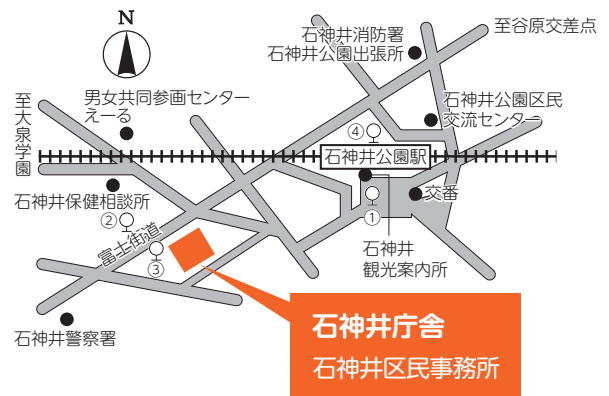
☎3995-1103

〒177-8509 石神井町3-30-26 石神井庁舎1階

主な交通機関

鉄道:石神井公園駅西口から徒歩5分

バス:成増駅南口から石神井公園駅行(西武・国際)で終点④下車/成増町から吉祥寺駅行(西武)で「石神井庁舎前」③下車/阿佐ヶ谷駅北口から石神井公園駅行(関東)で終点①下車/荻窪駅北口から石神井公園駅行(西武・関東)で終点①下車/吉祥寺駅北口から上石神井駅経由・成増町行(西武)で「石神井庁舎前」②下車



光が丘区民事務所

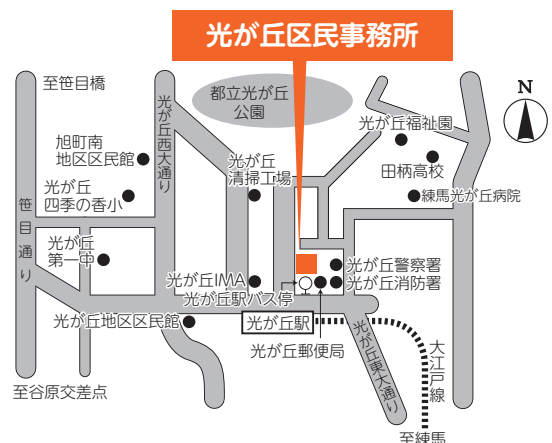
☎5997-7711

〒179-0072 光が丘2-9-6 光が丘区民センター2階

主な交通機関

鉄道:光が丘駅区民センター連絡口直結

バス:成増駅南口から光が丘駅行(西武)で「光が丘駅」下車/練馬高野台駅から成増駅南口行(西武)で「光が丘駅」下車/みどりバス・保谷ルート・北町ルートで「光が丘駅」下車



早宮区民事務所

☎3994-6705

〒179-0085 早宮1-44-19

主な交通機関

鉄道:平和台駅2番出口から徒歩8分
氷川台駅1番出口から徒歩10分

バス:みどりバス・氷川台ルートで「早宮一丁目」
①または「開進第一小学校」②下車

※駐車スペースが少ないため、身体が不自由な方などを除き、車での来所はご遠慮ください。



大泉区民事務所

☎3922-1171

〒178-0063 東大泉1-28-1 リズモ大泉学園4階

主な交通機関

鉄道:大泉学園駅北口からペデストリアンデッキ直結(徒歩3分)

大泉学園駅北口直結のGrand Emioの上の階です。

※駐車場・駐輪場は有料です。



関区民事務所

☎3928-3046

〒177-0051 関町北1-7-2 関区民センター1階

主な交通機関

鉄道:武蔵関駅南口から徒歩5分

バス:大泉学園駅南口から吉祥寺駅行(西武)で「関町北一丁目」下車／みどりバス・関町・南大泉ルートで「関区民センター前」下車



バス会社名は次のように省略しております。

西武バス(西武) 国際興業バス(国際) 関東バス(関東) 練馬区みどりバス(みどりバス)

時間外窓口サービス

平日昼間に窓口にお越しになれない方のため、下表の通り時間外窓口サービスを行っています。手続きの種類により本人確認できるもの(運転免許証など)が必要です。また、**予約が必要なものがあります**。予約の要・不要は次の記号で表していますので、確認の上ご利用ください。

5時 : 当日午後5時までに予約 **4時** : 当日午後4時までに予約(当日のみ予約を受け付けます)

○: 直前の平日開庁日の午前9時から午後5時までに予約 ■: 予約はいりません

手続き	平日夜間			土・日・祝休日 ()内は窓口の時間	問合せ(予約先) ※各区民事務所の電話番号 → 22・23p参照
	午後5時から 7時まで	午後7時から 8時まで	午後8時から 翌日午前8時 30分		
戸籍の届出(婚姻・出生・死亡など) 届書は事前に用意してください	■ 西庁舎1階			■ 西庁舎1階(終日)	戸籍住民課戸籍第一係 ☎5984-4530
戸籍の届出の相談	4時 本庁舎2階	—		—	戸籍住民課戸籍第一係 ☎5984-4530
戸籍の証明書の交付 身分証明書の交付については練馬区に本籍を持ってから4か月以上経過した本人の請求に限ります※	■ 本庁舎2階 ■ 区民事務所	—		—	戸籍住民課戸籍第一係 ☎5984-4530 各区民事務所
住所の異動届 他自治体などに確認が不要な転入・転出などに限ります※	■ 区民事務所	—		■ 練馬区民事務所 (祝休日を除く毎土曜日の午前9時～午後5時)	平日夜間 各区民事務所 土曜日 練馬区民事務所

※戸籍の広域交付および国外からの転入届や転出届の内容確認が必要な転入届など、他自治体などへの問合せが必要になる手続きは、平日夜間・土・日・祝休日は取り扱いできません。

手続き	平日夜間			土・日・祝休日 ()内は窓口の時間	問合せ(予約先) ※各区民事務所の電話番号 →22・23p参照
	午後5時から 7時まで	午後7時から 8時まで	午後8時から 翌日午前8時 30分		
住民票の写しの交付 予約の場合は、受け取りに来る方(本人または同一世帯の方の請求に限る)が、予約の電話をしてください。また、マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写しは、予約による交付はできません。	5時 西庁舎1階 ■区民事務所	—	—	◎西庁舎1階(終日) ■練馬区民事務所 (祝休日を除く毎土曜日の午前9時～午後5時)	練馬区民事務所 平日夜間 各区民事務所 土曜日 練馬区民事務所
印鑑登録・印鑑登録証明書の交付	■区民事務所	—	—	■練馬区民事務所 (祝休日を除く毎土曜日の午前9時～午後5時)	—
住民税の申告・相談	5時 本庁舎4階 (来庁時間は午後7時まで)	—	—	—	税務課区税第一～第四係 ☎5984-4537
住民税・軽自動車税の納付相談	5時 本庁舎4階 (来庁時間は午後7時まで)	—	—	—	収納課納付相談係 (納付案内センター) ☎5984-4547
住民税の課税(非課税)・納税証明書の交付 予約の場合は、受け取りに来る方(本人または区に住民登録のある住民票上同一世帯の親族の申請に限る)が、予約の電話をしてください。	5時 西庁舎1階 ■区民事務所	—	—	◎西庁舎1階(終日) ■練馬区民事務所 (祝休日を除く毎土曜日の午前9時～午後5時)	税務課税証明・軽自動車税担当 ☎5984-4536 平日夜間 各区民事務所 土曜日 練馬区民事務所
軽自動車税の納税証明書の交付 予約の場合は、受け取りに来る方(本人または区に住民登録のある住民票上同一世帯の親族の申請に限る)が、予約の電話をしてください。	5時 西庁舎1階	—	—	◎西庁舎1階(終日)	税務課税証明・軽自動車税担当 ☎5984-4536
国民健康保険 加入・脱退・資格確認書の手続き・療養費・出産育児一時金・葬祭費などの申請	5時 本庁舎3階 (来庁時間は午後7時30分まで)	—	—	—	国保年金課こくほ資格係 ☎5984-4554 国保年金課こくほ給付係 ☎5984-4553
国民健康保険 保険料の納付相談	5時 本庁舎4階 (来庁時間は午後7時まで)	—	—	—	収納課納付相談係 (納付案内センター) ☎5984-4547
後期高齢者医療制度 資格確認書などの再交付申請・療養費・葬祭費などの申請・保険料の納付相談	5時 本庁舎2階	—	—	—	国保年金課後期高齢者資格係 ☎5984-4587 国保年金課後期高齢者保険料係 ☎5984-4588
国民年金 加入・変更などの手続き	4時 本庁舎3階 (来庁時間は午後7時30分まで)	—	—	—	国保年金課国民年金係 ☎5984-4561
介護保険 介護保険認定申請・保険料の納付相談	5時 東庁舎4階 (納付相談の来庁時間は午後7時まで)	—	—	—	介護保険課介護認定第一係 ☎5984-2867 介護保険課資格保険料係 ☎5984-4593
児童扶養手当・児童育成手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭等医療証の新規申請など	5時 本庁舎10階	—	—	—	子育て支援課児童手当係 ☎5984-5824

*年末年始の期間は、戸籍の届出のみ取り扱います。

*庁舎および電算システム保守のため業務を行わない日があります(「ねりま区報」・区ホームページなどでお知らせします)。

*令和9年1月以降、電算システム更新に伴い、平日夜間の取り扱いができなくなる手続きがあります(「ねりま区報」・区ホームページなどでお知らせします)。

あなたを受け持つ窓口

	町名	丁目	総合福祉事務所	保健相談所	土木出張所 公園出張所	清掃事務所
あ	旭丘	1・2丁目	練馬	豊玉		
	旭町	1～3丁目	光が丘	光が丘	東部	練馬
	大泉学園町	1～9丁目				
	大泉町	1・3～6丁目 2丁目	大泉	大泉 石神井	西部	石神井
か	春日町	1・2・4丁目 3・5・6丁目	光が丘	北丘	東部	練馬
	上石神井	1～4丁目	石神井	関	西部	石神井
	上石神井南町	全域				
	北町	1～8丁目	光が丘	北		
	向山	1～4丁目	練馬	豊玉	東部	練馬
さ	小竹	1・2丁目	練馬	豊玉		
	栄町	全域	練馬	豊玉	東部	練馬
	桜台	1～6丁目				
	下石神井	1～6丁目		石神井		
	石神井台	1～8丁目		※石神井台4・7・8 丁目は関		
	石神井町	1～8丁目	石神井		西部	石神井
	関町	1～5丁目		関		
	関町	1～2丁目				
た	高野台	1～5丁目	石神井	石神井	西部	石神井
	高松	1～6丁目		光が丘		
	田柄	1・2丁目 3～5丁目	光が丘	北丘	東部	練馬
	立野	全域	石神井	関	西部	石神井
	土支田	1～4丁目	光が丘	光が丘		
	豊玉上	1・2丁目				
	豊玉北	1～6丁目	練馬	豊玉	東部	練馬
	豊玉中	1～4丁目				
	豊玉南	1～3丁目				
	中村	1～3丁目				
な	中村北	1～4丁目	練馬	豊玉	東部	練馬
	中村南	1～3丁目				
	西大泉	1～6丁目	大泉	大泉	西部	石神井
	西大泉町	全域				
	錦	1・2丁目	光が丘	北		
	貫井	1～5丁目	練馬	豊玉	東部	練馬
は	練馬	1～4丁目				
	羽沢	1～3丁目	練馬	豊玉	東部	練馬
	早宮	1～4丁目	光が丘	北	東部	練馬
	東大泉	1～7丁目	大泉	石神井	西部	石神井
	光が丘	1～7丁目	光が丘	光が丘	東部	練馬
	氷川台	1～4丁目		北		
	富士見台	1～4丁目	石神井	石神井	西部	石神井
	平和台	1～4丁目	光が丘	北	東部	練馬
ま	南大泉	1～6丁目	大泉			
	南田中	1～5丁目	石神井	石神井	西部	石神井
	三原台	1～3丁目				
や	谷原	1～6丁目	石神井	石神井	西部	石神井

※区民事務所には、受け持ち地域はありません(区民事務所の所在地・取り扱い業務▶22・23p参照)。

転入された方へ

転入届(区外からの引っ越しのとき)

問→30p参照

練馬区に住み始めた日から14日以内に届出をしてください(住み始める前の届出はできません)。

国民健康保険に加入する方

問→34p参照

転入手続きのときに、国民健康保険の加入をお申し出ください。

国民年金を受給している方

問→36p参照

年金事務所にご確認ください。

印鑑登録

問→31p参照

希望される方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。

後期高齢者医療制度に該当する方(75歳以上の方)

問→35p参照

東京都外から転入された方は、負担区分等証明書をお持ちください。

介護保険の要介護・要支援認定を受けている方

問→61p参照

転入日から14日以内に申請をしてください。

身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方

問→64p参照

手帳をお持ちになり、住所変更の手続きをしてください。

自立支援医療受給者証(精神通院)、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

問→53・64p参照

保健相談所または保健予防課にお問い合わせください。

障害福祉サービスの支給決定を受けている方

問→64p参照

前住所地で必要書類を確認の上、練馬区で受給申請をしてください。

子ども医療証(乳・子・青)

問→42p参照

新たに練馬区に住民登録された該当者の方は、交付申請をしてください。

児童手当などを受給している方

問→43p参照

前住所地の転出予定日の翌日から数えて15日以内に手続きをしてください。

お子さん・妊婦の予防接種、妊産婦・お子さんの健康診査

問→40～42p参照

予防接種は保健予防課、妊産婦健康診査は健康推進課、お子さんの健康診査は管轄の保健相談所へお問い合わせください。

小学生・中学生の保護者の方

問→47p参照

転入前の学校で発行された在学証明書を提示し、入学通知書の交付を受けてください。国・都・私立学校に通学される方は届出をしてください。

犬を飼っている方

問→74p参照

犬の所在地を変更してから30日以内に手続きをしてください。

バイク(125cc以下)、電動キックボード、ミニカー、小型特殊自動車などをお持ちの方

問→76p参照

廃車申告受付書、運転免許証などをお持ちになり、登録手続きをしてください。

引っ越しをしたら ほかの手続きもお忘れなく

- ・料金・引っ越し・契約内容の変更は、ご契約されている小売電気事業者およびガス会社にお問い合わせください。
- ・電気／停電などに関するお問合せ 東京電力パワーグリッド株式会社 コンタクトセンター ☎0120-995-007
- ・ガス／東京ガスネットワーク株式会社 ガス漏れ通報専用電話 ☎0570-002299(IP電話からは ☎6735-8899)
- ・ガスメーター・ガス管などの問合せ ☎0570-023388(IP電話からは ☎6627-6257)
- ・水道／東京都水道局お客さまセンター 引っ越し・契約の変更や料金・漏水修繕・その他 ☎0570-091-100

転居・転出する方へ

転出届(区外への引っ越しのとき) 問→30p参照

引っ越し前から受け付けます(引っ越し後も受け付けます)。

転居届(区内での引っ越しのとき) 問→30p参照

引っ越しをした日から14日以内に届出をしてください(引っ越し前の届出はできません)。

国民健康保険に加入している方 問→34p参照

転出後、練馬区国保の資格確認書をお持ちの方はお返しく下さい。新住所地で加入手続きをしてください。

国民年金に加入または受給している方 問→36p参照

転出先の新住所地でご確認ください。

印鑑登録 問→31p参照

転出日以降は、印鑑登録証(カード)を破棄してください。登録を希望される方はあらためて新住所地で登録してください。
区内での転居の場合、手続きは不要です。

後期高齢者医療の資格確認書などをお持ちの方(75歳以上の方) 問→35p参照

転出後、資格確認書をお返しく下さい。また、東京都外へ転出する方は、負担区分等証明書を請求してください。

介護保険の被保険者証をお持ちの方 問→61p参照

転出後、介護保険被保険者証をお返しく下さい。

身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方 問→64p参照

手帳をお持ちになり、新住所地で住所変更の手続きをしてください。

自立支援医療受給者証(精神通院)、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 問→53・64p参照

新住所地での手続きについては、転出先にお問い合わせください。区内転居の場合は、練馬区で住所変更の手続きをしてください。

障害福祉サービスの支給決定を受けている方 問→64p参照

練馬区でご相談の上、新住所地で受給申請の手続きをしてください。

子ども医療証(乳・子・青) 問→42p参照

転出手続きの際に、乳・子・青医療証をお返しく下さい。新住所地での手続きについては、転出先の区市町村へお問い合わせください。

児童手当などを受給している方 問→43p参照

練馬区の転出予定日の翌日から数えて15日以内に転出先の区市町村で申請してください。

小学生・中学生の保護者の方 問→47p参照

在籍している学校で、在学証明書と教科用図書給与証明書を受け取り、新住所地の自治体(区内転居の場合は各区民事務所または学務課学事係)に提出してください。

犬を飼っている方 問→74p参照

犬の所在地を変更してから30日以内に手続きをしてください。転出の場合は練馬区への手続きは不要です。

バイク(125cc以下)、電動キックボード、ミニカー、小型特殊自動車などをお持ちの方 問→76p参照

ナンバープレート、標識交付証明書、運転免許証などをお持ちになり、廃車手続きをしてください(転出のみ)。

ご利用ください

- 郵便物の転送／最寄りの郵便局(→121p参照)に転居届を提出すると1年間転送されます。
- 粗大ごみの処分／申込制で有料です。→85p参照
- 粗大ごみ受付センター ☎5703-5399